

薬生食輸発1201第1号
平成29年12月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年11月2日付け薬生食輸発1102第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府よりひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表15を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。